## 随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
高齢者保健	北海道高齢者虐待防止・相談支援セー運営事業務	令和3年 (2021年) 4月1日	社会福祉法人北海道 社会福祉協議会 札幌市中央区北2条 西7丁目	20, 359, 000 円	〈選考基準〉 道内に所在する実施機関であって、次の選定基準を満たすこと。 (1) 高齢者に関する幅広い情報や知識を蓄積し、市町村、地域包括支援センター、介護施設、医療機関などの相談機関とのネットワークを有していること。 (2) 市町村、地域包括支援センターなど公的機関への支援や特別に取扱に注意を要する個人情報等を保有するなどの観点から、公益目的の事業運営を行っている団体であること。 (3) 高齢者虐待防止推進委員会委員の選定に関して、行政・医療・福祉・司法などの関係機関、さらには研究者などの有識者とも幅広く連携が図られること。 (4) 高齢者虐待防止に関し、相当程度の知識を有する職員が在籍し、市町村、地域包括支援センターの対応困難事例などへの適切な助言等が可能であること。 (5) 高齢者虐待防止に関し、地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの養介護施設及び関係団体との連携体制が図られていること。 (6) 高齢者虐待防止研修の実施に当たり、カリキュラムの作成、派遣講師の確保などのノウハウを有し、専門職(地域包括支援センター、介護職員等)の資質向上を図るための研修体制が整備されていること。 〈選定理由〉 選考基準を全て満たすのは、社会福祉法人北海道社会福祉協議会のみである。 〈契約方法の根拠〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(18)	